

○駒澤大学動物実験等に関する規程

令和7年6月19日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）（以下「基本指針」という。）、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及びその他関係法令等（以下「法令等」という。）に基づき、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨及び基本原則)

第2条 動物実験等については、指針等の他、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、指針等に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、指針等に則し、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由。）」に配慮して実施しなければならない。

(定義)

第3条 この指針で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、研究、その他科学上の利用に供することをいう。

- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「実験動物管理者」とは、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養及び保管に従事する者をいう。
- (11) 「指針等」とは、基本指針、殺処分指針、飼養保管基準、及び法令等をいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される実験動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管に関して、最終的な責任者として統括する。

- 2 学長は、この規程の適正な運用を図るために、第6条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会)

第6条 委員会は、次の各号を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等に適合していること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い、並びに指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
 - (5) 自己点検・評価、外部の専門家等による検証及び情報公開に関すること。
 - (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 2 委員会は、必要に応じて、安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1人
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1人
 - (3) その他学識経験を有する者 若干人
 - (4) 動物実験等を行う大学院研究科委員長
 - (5) 動物実験等を行う大学院専攻主任
 - (6) 実験動物管理者
- 2 委員は、学長が委嘱するものとし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(運営)

第9条 委員会は、学長からの諮問及び調査の指示又は委員長の召集により開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の決定は、原則として、出席委員全員の合意によるものとする。ただし、委員は、自己が動物実験責任者として提出した動物実験計画書に係る審査には、加わることができ

ない。

- 4 委員会は、動物実験責任者及び実験実施者に出席を求め、動物実験計画の内容等の説明及び実施状況等の聴取をすることができる。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から前項に従った動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を実施することができない。
 - 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、変更申請の承認を得なければならない。

(動物実験操作)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（動物実験の報告）

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画の実施について報告を受けたときは、指針等への適合性について委員会に諮問する。必要な場合は、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずることとする。

第6章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアル（標準操作手順）の作成と周知）

第13条 実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第15条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、原則、指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、原則、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第21条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第7章 施設等

(施設等の設置)

第22条 施設等を設置又は変更する場合は、実験動物管理者が所定の様式を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された施設等を委員会に調査させ、その助言により、承認を与えるか否かの決定を行い、その結果を当該実験動物管理者へ通知する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た施設等でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は実験室での48時間以内の一時的保管を含む動物実験等

は行うことができない。

4 実験動物管理者は、年度ごとに実験動物の飼養及び保管の状況について、学長へ報告をしなければならない。

5 学長は、前項で受けた報告について、必要に応じ委員会の助言を受けて実験動物管理者へ改善を指示する。

(飼養保管施設の要件)

第23条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類・生理・生態・習性に応じ、かつ、飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の要件)

第24条 実験室は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第25条 実験動物管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(施設等の廃止)

第26条 施設等を廃止する場合は、実験動物管理者が所定の様式を提出し、委員会による施設等の調査を経て学長の承認を得なければならない。

- 2 実験動物管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。
- 3 やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合は、指針等に基づき実施するよう努めなければならない。
- 4 実験動物の処分に関しては、処分する地方自治体の条例に従って処分しなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第27条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、人への危害防止策として、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- (2) 人に危害等を加えるおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- (3) 実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等の罹患や、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じること。
- (4) 毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- (5) 人に危害等を加えるおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的な可能な範囲で講じるように努めること。
- (6) 動物実験実施者及び飼養者と、実験動物による危害の発生の防止に必要な情報共有等を行うよう努めること。
- (7) 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 実験動物管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 指針等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存し、学長へ報告しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めるものとする。

第10章 自己点検・評価・検証

(自己点検)

第31条 学長は、委員会に、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、定期的に外部の専門家等による検証を受けるように努めるものとする。

第11章 情報公開

(情報公開)

第32条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（本規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年公表する。

第12章 補則

（準用）

第33条 本規程第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（事務所管）

第34条 委員会の事務所管は学術研究推進部とする。

（雑則）

第35条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

（改廃）

第36条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、駒澤大学動物実験に関する指針（平成20年4月1日制定）に基づき学長による承認又は条件付承認として審査済みの動物実験計画については、この規程においても審査済みの計画として扱うこととする。
- 3 この規程の施行により、駒澤大学動物実験に関する指針（平成20年4月1日制定）及び駒澤大学動物実験委員会規程（平成20年4月1日制定）は、廃止する。